

正

健康保険被扶養者(異動)届

◎被扶養者名には必ずカタカナでフリガナを付して下さい。

常務理事	事務長	課長	係長	係

届書コード
2 0 2
届書

① 記号、番号		④ 事業所の名称			⑤ 資格取得年月日		平成 年 月 日		昭和 年 月 日	
② 被保険者の氏名と印		⑥ この届を出すときのあなたの月収			円		⑦ あなた以外の家族の月収合計		円	
③ 生年月日		昭・平 年 月 日			⑨ 被保険者の住所		〒		⑧ この届が受理された後の被扶養者数	
⑩ 区分	⑪ フリガナ 被扶養者の氏名		⑫ 性別	⑬ 生年月日	⑭ 続柄	⑮ 職業 月収	⑯ 世帯別	⑰ 届出理由 ※ 認定(削除)年月日		⑱ 被保険者証回収区分
	増・減	男・女	昭・平			円	同・別	保険加入、出生、結婚、退職、75才到達、死亡、就職、その他 ※ 年 月 日		
増・減	男・女	昭・平				円	同・別	保険加入、出生、結婚、退職、75才到達、死亡、就職、その他 ※ 年 月 日		添付不能 返減
増・減	男・女	昭・平				円	同・別	保険加入、出生、結婚、退職、75才到達、死亡、就職、その他 ※ 年 月 日		添付不能 返減
増・減	男・女	昭・平				円	同・別	保険加入、出生、結婚、退職、75才到達、死亡、就職、その他 ※ 年 月 日		添付不能 返減
増・減	男・女	昭・平				円	同・別	保険加入、出生、結婚、退職、75才到達、死亡、就職、その他 ※ 年 月 日		添付不能 返減

事業主の証明

⑲ 住所

氏名

電話 () 局 番

健康保険被保険者証を受領いたしました。

平成 年 月 日 提出

氏名

社会保険労務士の提出代行者印

東京都金属プレス工業健康保険組合

◎男女別及び増減、世帯別、届出理由の欄は該当する方を○でかこんで下さい。
 ◎①～⑯まで記入もれのないように、該当しないときは(ナシ)として下さい。
 ◎※欄は記入しないで下さい。
 ◎ノーカーボン紙ですので下敷を用いボールペンで強く記入して下さい。

- この届書は、はじめて被扶養者の届出をするとき、被扶養者に増減を生じたときに5日以内に事業主を経由して健康保険組合へ提出(正副2枚)するものです。
- ⑭の続柄については「妻」「内縁の妻」「子」「孫」「実父」「妻の実父」「兄の子」などどくわしく記入して下さい。
- ⑮の職業については(小学〇年)(中学〇年)(家事従事)とか、(利子収入)(賃貸収入)(年金収入)などと、その実態がひと目でわかるように記入して下さい。
- ⑰の理由については、(出生)(結婚)(失業)(兄の死により引取り扶養)とか(死亡)(離婚)(就職)などとその事実及び発生した年月日を記入して下さい。
- 被扶養者が、被保険者の直系尊属(父母、祖父母など)配偶者、子以外の者であるときには、その者が同一の世帯に属していることの証明書(住民票など)を添付して下さい。
- 被保険者本人が自ら署名する場合には、押印は不要です。被保険者本人以外の方が記入する場合には、押印は省略することができません。

受付年月日

副

健康保険被扶養者認定又は削除通知書

《 被保険者控 》

届書コード 2 0 2		届書		① 記号、番号			④ 事業所の名称			⑤ 資格取得年月日		平成 年 月 日 昭和	
② 被保険者の氏名と印		③ 生年月日		⑥ この届を出すときのあなたの月収		⑦ あなた以外の家族の月収合計		⑧ この届が受理された後の被扶養者数		⑨ 被保険者の住所		名	
被保険者が記入するところ	⑩ 区分	⑪ フリガナ 被扶養者の氏名	⑫ 性別	⑬ 生年月日	⑭ 続柄	⑮ 職業 月収入	⑯ 世帯別	⑰ 届出理由 ※ 認定(削除)年月日		備考		⑱ 被保険者証 回収区分	
	増・減		男・女	昭・平		円	同・別	保険加入、出生、結婚、退職、75才到達、死亡、就職、その他				添付 返不能 減失	
	増・減		男・女	昭・平		円	同・別	※ 年 月 日		備考		添付 返不能 減失	
	増・減		男・女	昭・平		円	同・別	※ 年 月 日		備考		添付 返不能 減失	
	増・減		男・女	昭・平		円	同・別	※ 年 月 日		備考		添付 返不能 減失	
	増・減		男・女	昭・平		円	同・別	※ 年 月 日		備考		添付 返不能 減失	

被保険者の皆様へ

国民健康保険等へ手続きをする際に、
参考となりますのでお持ちください。

平成 年 月 日 提出された健康保険被扶養者（異動）届に
と認定
に基づき、うえの者が被扶養者
から削除
されましたから通知します。

〔認定(削除)年月日は⑰※欄のとおりです。〕

東京都金属プレス工業健康保険組合理事長

事業主の皆様へ

被保険者の方に被保険者証をお渡しになる際に、この通知書を併せてお渡しく下さい。
健康保険法施行規則第38条において、事業主を経由して提出することとなっておりますので、写を保管していただくことは差し支えありません。
健康保険の被保険者証を本人に交付する際は、その裏面の住所欄に直ちに現住所を明確に自筆させていただきます。

東京都金属プレス工業健康保険組合